

# 令和6年度第1回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会 会議録

議題	<p>1 議題</p> <p>(1) 会長の選出について</p> <p>(2) 令和6年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率(案)について(諮問)</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について</p> <p>3 その他</p>
日時	<p>令和6年6月11日(火)</p> <p>午後1時30分から午後2時15分</p>
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	<p>被保険者代表</p> <p>鈴木友美、尾上俊彦、高橋里幸</p> <p>保険医又は保険薬剤師代表</p> <p>高山慶一郎、橋本瑞基、遠藤雄一郎、関義弘</p> <p>公益代表</p> <p>村岡忠博、藤浪潔、和賀始、安井真由美</p> <p>被用者保険等保険者代表</p> <p>近藤啓子</p> <p>事務局</p> <p>谷久保福祉部長、前田保険年金課長</p> <p>給付担当 瀬沼課長補佐、梅原課長補佐、目瀬課長補佐、 筏井主任、松岡主任</p> <p>保険料担当 工藤主幹、水島課長補佐</p> <p>徴収担当 山口課長補佐</p>
欠席者氏名	被保険者代表 石山れいし
会議資料	<p>議題(2)資料1</p> <p>令和6年度茅ヶ崎市国民健康保険料率(案)について</p> <p>議題(2)資料2</p> <p>令和6年度想定保険料率と所得別保険料試算について</p>

	議題（２）参考資料１ 神奈川県内各市の料（税）率の推移 議題（２）参考資料２ 被保険者数及び世帯数の推移について 報告事項（１）資料 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（ 国民健康保険料の減免） その他 第３期茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	０名

（会議の概要）

○事務局

本日は委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

只今より、令和６年度第１回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会を開催します。

会議に入ります前に、今年度より委員になられる２名の方に委嘱状を交付させていただきます。

本来であれば市長よりお渡しするところですが、本日は所用のためこちらに来ることができませんので、代わりに福祉部長より交付させていただきます。

恐縮ですが、名簿順にお名前をお呼びいたしますので、お受け取りいただくようお願いいたします。

—福祉部長より１名ずつ委嘱状を渡す—

本日は、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、委員の皆様より改めて自己紹介をお願いします。それではお手元の名簿順に鈴木委員より、一言ずつお願いします。

なお、「石山委員」は都合により欠席いたしますことをご報告いたします。

—委員名簿順に自己紹介—

○事務局

ありがとうございました。

次に、事務局の職員を紹介いたします。（事務局職員の紹介）

－資料の確認－

○事務局

それでは、会議に入らせていただきます。

茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、「協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない」とされております。本日の会議につきまして、出席委員は12名で、過半数の出席ですので、会議が成立することをご報告いたします。

なお、会長が選出されるまでの間、座長を事務局の谷久保福祉部長が務めさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

－異議なし－

○事務局

それでは、谷久保福祉部長、お願いいたします。

○座長

ご了承いただきましたので、会長が選出されるまでの間、議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第をご覧ください。次第の1、議題（1）会長の選出につきまして、国民健康保険法施行令第5条第1項におきまして、「公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する」ことになっております。なお、欠席されております委員の方からは、協議会宛てに委任状が提出されております。

選出につきまして、いかがでしょうか。ご意見はございますか。

－意見なし－

○座長

特にご意見がないということであれば、事務局に一任したいと思います。よろしいでしょうか。

－異議なし－

○座長

異議なしということですので、事務局から案があればお願いいたします。

○事務局

会長を務めていただいております平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所長の柏木様にご異動となりました。

柏木様の後任として令和6年6月1日付で神奈川県健康医療局長より、同じく平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所長の村岡様を、ご推薦いただき、先ほど委員の委嘱を行いました。

会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条第1項において「公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する」ことになっております。

そこで、事務局からは村岡委員に残任期間の会長を、お願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○座長

ただいまの事務局案についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

－異議なし－

○座長

異議なしとのことですので、会長には村岡委員とすることで決定いたします。それでは会長よりご挨拶をお願いいたします。

○村岡会長

ただいま、委員の皆様のご承認によりまして会長に選任されました、村岡でございます。皆様方のご協力により、国民健康保険の円滑な運営に努めて参りたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○座長

それでは、会長が決定いたしましたので、茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会規則第3条第1項の規定により、次の議題からは村岡会長に議長をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。

次第の1、議題（2）令和6年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）の諮問について、事務局よりお願いします。

○事務局

本日の議題（２）にあります令和６年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について、諮問書を市長に代わり部長より会長へ提出させていただきます。

○谷久保福祉部長

茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会会長様

茅ヶ崎市市長 佐藤 光

令和６年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について諮問

令和６年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について、別紙の料率案のとおり諮問いたします。

—谷久保福祉部長より会長へ諮問書を提出—

○議長

それでは、ただいま諮問のありました令和６年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）について、事務局より詳細の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは事務局より、議題（２）令和６年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）についてご説明させていただきます。

事前にお配りさせていただいております、議題（２）資料１をご覧ください。

国民健康保険料の決め方としまして、国民健康保険料は、①医療給付費分、国民健康保険加入者の医療費の財源となる保険料。②後期高齢者支援金分、75歳以上の方が加入される後期高齢者医療制度を支援することを目的とした保険料。③介護納付金分、40歳から64歳までの方が対象となり、賦課される介護保険の保険料を合算したものであります。これらの保険料は、資料右上にあります、世帯の加入者の所得に応じて計算された所得割、世帯の加入者数に応じて計算された均等割、1世帯あたりにつき計算された平等割によって構成されております。なお、円グラフにありますとおり、医療費から被保険者が病院などで支払う一部負担金、国や地方自治体からの補助金などを差し引いた分を、保険料で負担する仕組みとなっております。

それでは、続きまして、2 令和６年度の保険料率（案）をご覧ください。

2 令和６年度の保険料率（案）につきましては、令和６年度の国民健康保険事業に要する経費の見込額、国庫支出金等の収入見込額、被保険者数、世帯数、所得状況等をもと

に、次のとおり令和6年度保険料率の算定をおこないました。なお、詳細につきましては、こちらでも事前にお配りさせていただいております、議題（2）資料2をご覧ください。

資料2の1 令和6年度保険料率（案）につきましては、令和6年度保険料率（案）と対前年度令和5年度との増減について記載しております。

医療給付費分につきましては、所得割6.90%、均等割22,200円、平等割27,600円、後期高齢者支援金等分につきましては、所得割2.87%、均等割9,100円、平等割11,300円、介護納付金分につきましては、所得割2.58%、均等割9,300円、平等割8,700円となっております。前年度より、所得割は0.16%の減少、均等割及び平等割はそれぞれ1,200円の増加となった算定結果であります。

以上の算定結果となった理由としまして、医療の高度化、薬価の高騰、被保険者の高齢化等の影響により、1人当たり医療費（給付費）は増加傾向にありますが、前年度より国保世帯数は減少しています。また、医療費が増加しているにもかかわらず、負担する被保険者数が減少していることから、保険料率は上昇する傾向となっております。

ただし、前年度と比較し、被保険者の総所得金額が増加しているため、大幅な上昇は抑えられた、という状況です。

なお、被保険者の負担をなるべく少なくするため、国民健康保険運営基金2億8000万円を財源として活用し、保険料率の上昇を抑制したいと考えております。

続きまして、2. 令和6年度想定保険料率における所得別保険料試算をご覧ください。令和6年度想定保険料率における所得別保険料試算につきましては、モデルケースとして、介護納付金ありの40歳以上夫婦と子供2人の4人世帯の給与収入額ごとの6年度保険料額と5年度保険料額の試算を比較したものであります。表にありますとおり、前年の総所得金額が一定基準以下の世帯については、所得額に応じて、保険料の均等割及び平等割が、7割、5割、2割軽減されます。

なお、軽減された保険料につきましては、毎年総務省から出されます、国民健康保険繰出し基準に基づき、国、県、一般会計より全額補てんされております。

以上が、議題（2）資料1、資料2の説明となります。

次に、こちらでも事前にお配りさせていただいております、参考資料についてご説明をさせていただきます。

参考資料1につきましては、県内19市の令和4年度からの医療分・後期分・介護分の料（税）率です。なお、令和6年度の料率が現時点で公表されていない団体につきましては、昨年度の保険料率を記載し、網掛けの表記としております。本市の保険料につきましては、高い方から13番目程度の順位が予想されるところでございます。

続きまして、参考資料2につきましては、被保険者数及び世帯数の推移についてとして、平成26年から令和6年までの10年間の被保険者数・世帯数の推移でございます。

被保険者については、10年間で約20,000人、世帯では約7,400世帯の減少となっております。理由として、団塊の世代の75歳到達による後期高齢者制度への移行及び、社会保険への加入条件の適用拡大に伴う、社会保険への移行者の増加によるものでございます。

なお、先ほど会長へ提出させていただきました、諮問書の写し及び資料を、本日机上に配布させていただきましたので、後ほどご覧ください。

以上で、議案（2）令和6年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）につきまして、御説明を終了させていただきます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### ○議長

ありがとうございました。

以上の説明に対しまして、ご質問、ご意見はございますか。

#### ○高橋委員

議題2の資料1について、令和6年度保険料率算定結果についてというところでコメントされていますが、被保険者からすると料率がどうなるのかというところがとても気になるところです。1項目目で「医療費が増えているにもかかわらず」と説明がありますが、これは医療費が増えるということは料率をあげる要因ではないでしょうか。ここは「にもかかわらず」ではなく「かつ」ではないでしょうか。医療費が増えている、なおかつ被保険者が減っている。これも料率を上げる要因ということになっているので。

そのほかに、2項目目で「被保険者の総所得金額が増加している」、これは保険料率を抑制する要因になっているということなのですが、どうしてそうなるのか具体的に説明していただけますか。

#### ○事務局

事務局からお答えいたします。

まず一つ目の上昇の方ですが、医療の高度化ですとか薬価の高騰など、先ほどご説明させていただきました要因で、医療費が増える傾向にあるという状況でございます。

ただそれを負担する被保険者の方が減っているという状況ですので、1人当たりはどうしても負担が増えてしまうというのが、一つ上昇する要因となっていると考えられます。

抑制する方の総所得金額の増加の方ですが、こちらは5月末の実際の市の所得の状況を取り込んだものによって計算をしているところですが、被保険者の方の所得が上がっているため、保険料率をかけたときに、その分負担していただく保険料が多くなり、そういった

しますと保険料全体としては、多い金額をいただくことができるので、そのバランスによって、そこまで料率としては大きく上がらなかったと考えております。

以上です。

○高橋委員

そうすると、いわゆる総所得金額が増えるということは、そこに負担させてもいいということになる、そうすると、料率が上がる要因になるのではないですか。

○事務局

おっしゃる通りかと思えます。ただ、多くお支払いいただく人数が多いほど、1人当たりが払っていただく保険料としては高くないので、料率を少し抑えられると認識しております。

○議長

今言われた点は、所得の高い方が増えて、一部多く負担していただくことになる方もいらっしゃるが、全体としては抑えられるということなのではないでしょうか。

○事務局

高所得の方には多大なるご負担をおかけしてしまうのですが、その分中間所得層の方、低所得の方にご負担が全体として行かないような作りとなっております。

○議長

そうするとこの表現が、今、高橋委員がご指摘したところではないかと思えます。全部が全部上昇を抑えられたのではなくて、一部そういう負担の増加があることで、全体平均の部分は抑えられたと、そういうことなのではないでしょうか。

○事務局

おっしゃる通りです。

○高橋委員

そうすると最終的には、いわゆる繰入金を入れたがために、抑えられたという表現なのではないですか。

○事務局

おっしゃる通り、今回運営基金の2億8000万円を財源として投入することによりまして、抑えられている部分は確かにございます。

しかし当初我々の想定した基金の金額よりは2億8000万円という金額は少し抑えられた金額になってございまして、やはり一部の高所得者の方にはどうしてもご負担をお願いする状況にはなってしまうかと思いますが、全体としては、そこまで上がらなかったというところでございます。

#### ○高橋委員

先ほどのお話ですと、保険料が上がる方と抑えられた方がいて、トータルでは抑えられたということだろうと思いますが、その辺の分岐点の所得というのはどれぐらいなのか。

#### ○事務局

分岐点の数字というのは今持ち合わせていないのですが、資料にあるように所得が低い方に対しては軽減という形で負担を抑えている部分があり、そちらの割合といたしましては、大体55%ぐらいの世帯の方が軽減を受けていらっしゃるという状況でございます。

皆様にお配りしている資料にはございませんが、我々の持っているデータとしてはそのような状況でございます。

#### ○事務局

補足になりますが、資料2のモデルケースをご覧いただければと思いますが、こちらで昨年度よりどれぐらい増減しているかというところが右の方に書かれていて、先ほど高橋委員から、高所得層の負担が増えているのではないかというお話でしたが、均等割平等割の金額が若干増えていることにより、資料の7割軽減がかかっているところが一番、昨年より負担が増えているという状況になってございます。

当然、1000万近い所得の方も、1.92ということで2%近く増えていることにはなるのですが、先ほど担当からも説明いたしましたが中間所得層、そちらがあまり上がらない、一番層の大きいところが基本的に上がらないような、料率の設定になってございます。

#### ○議長

高橋委員、よろしいでしょうか。

#### ○高橋委員

はい。ありがとうございます。

○議長

表現はそのままで大丈夫ですか。

総所得金額が増加しているため大幅な上昇ということなのですが、中間もしくはモデルケースにおけるということではないのですか。

○事務局

こちらの資料は来年度に向けて、表現につきましてはもう一度検討した形で今後作っていきたいと思います。

○議長

先ほど高橋委員から、医療費が増えているにもかかわらず、負担する被保険者数が減っているためというところの表現の話もあったかと思いますが、その部分は、医療費が増えているということと、かつ、負担する被保険者数が減っているという二つの要素があるので上昇する傾向にあるということで、「にもかかわらず」という表現がおかしいのではないかというご指摘だったかと思うのですが、その表現についてはどうでしょうか。

○事務局

ご指摘いただいた通り、こちらは「かつ」ということで、変えさせていただきたいと思っています。

○議長

高橋委員、よろしいでしょうか。

○高橋委員

はい。

○議長

質問なのですが、国民健康保険運営基金の2億8000万円の財源ということなのですが、この基金というのは、どれぐらいの規模なのでしょうか。

○事務局

当基金の5年度末の状況ですと、残高は約6億5500万円です。

○議長

ありがとうございます。このほかにご意見よろしいでしょうか。

○鈴木委員

議題2の参考資料2で、被保険者数及び世帯数の推移とありますが、これが4月末現在になっているのですが、社会保険の加入が今年の10月からまた変更になって101人以上から従業員51人以上に変化するよう記憶しているのですが、そうしますと、この表ではその減少数というのは加味されていないということかと思えます。一般的にはどのくらい下がってくるものなののでしょうか。

○事務局

今年の10月からまた条件の方が拡大されるということで、今101人以上の企業で加入という条件が51人以上の企業で加入されるということで伺っております。

具体的な数字までは把握していませんが、やはりこれによりまして、これまで以上に社会保険への加入が増えることは想定できるかと思っております。

○鈴木委員

減少分というのはここには全く加味されていないということですか。

○事務局

こちらは4月末現在ですから、今後の動向という形ではなく、あくまでも実績の数字になっております。

○議長

よろしいですか。

○鈴木委員

はい。

○議長

ほかにはよろしいですか。

○高橋委員

関連なのですが、前の会議でいわゆる国の政策によって社会保険に移行する方が多くなるとそれに伴って、割と所得がある方たちが抜けてしまう国保会計というのは、明らかに負担が増えてしまうという実態があるわけで、それに対して国の政策に対して物申すというか、何か動きがあるのであれば教えていただきたいです。国に対してどのような要望をしているとか、そういう関係の話を聞かせていただきたいと思います。

#### ○事務局

前回の会議の時にも、ご意見をお伺いして機会がございましたら国や県を通じて制度の見直しをしていただくように伝えていきたいということでお答えしたのですが、具体的に茅ヶ崎市としてそういう要望を上げたという事実は、去年はできてはいないのですが、今後も協議会ですとか県や国に意見を伝える機会がございましたら、制度の根本的な見直しについては、上げていきたいと考えております。

#### ○議長

よろしいですか。ほかにご意見ありますでしょうか。

私の方からお伺いしてもよろしいですか。

神奈川県でも今年、総合計画を策定しまして、その前提として、2020年約924万人人口がいるところが、2040年には887万人になると、そういう人口減少社会を前提として諸施策というのを策定しています。この人口減少というものはこの国民健康保険の運営上も当然影響してくると思うのですが、被保険者の数が減ってくると、この所得割、均等割、平等割のどういうところで負担が増えるとか減るとか、そのような考え方というのはあるのでしょうか。

#### ○事務局

均等割と平等割につきましては、加入者の人数で医療費を平等に割っているものなので、加入者が減るとこの二つは上がって参ります。所得割につきましては、総所得金額が高ければそこまで上がらないのですが、皆様の総所得が下がっていった場合にはこの所得割を上げることで保険料を賄うという考えになっておりますので、加入者や所得が減ることに応じて、全体的に保険料が上がってしまうものと認識しております。

#### ○議長

人口が減っていきますと、主に均等割平等割のところの影響が来るということなのですね。わかりました。ありがとうございます。

○議長

では、ほかにご質問、ご意見等がなければ、令和6年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率(案)につきまして、原案のとおり答申することにご異議ございませんか。

—異議なし—

○議長

では、ご異議がないようですので、原案のとおり答申することに決定いたします。

続きまして、次第の2、報告事項(1)「茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告事項(1)茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

条例改正の内容につきましては、「国民健康保険料の減免」となります。

報告事項(1)資料をご覧ください。

国民健康保険料の減免に係る条例改正について、ご説明いたします。

本件につきましては、厚生労働省から示された財政支援の基準に基づき、東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間を令和5年度に引き続き、令和6年度も減免できるとするのためのものです。

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により被害を受けた者に係る減免については、令和4年4月に厚労省より通知が発出され、避難指示解除から10年程度で特例減免措置を終了することとなりました。令和5年度以降、対象地域ごとに段階的に見直しが行われ、減免対象世帯は減少していく予定です。

令和5年度は、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により被害を受けた者に係る減免については3世帯を減免しました。

説明は、以上となります。

○議長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

—特になし—

○議長

よろしいですか。それでは、次第の3、その他について事務局よりお願いいたします。

○事務局

昨年度、この運営協議会において委員の皆様から計画についてのご意見をいただきました。本日お配りしたブルーの冊子のデータヘルス計画について、ご意見をいただいた中で、おかげさまで、第3期茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画が策定できました。

今後はこの計画に基づいて、令和11年度まで、保健事業を実施していきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまご説明がありましたが、ご質疑ご意見はございますか。

○和賀委員

前にいただいた冊子との変更点はあるのでしょうか。

○事務局

いただいたご意見すべてを加筆修正したわけではないのですが、担当の中で修正できる場所はさせていただいています。具体的にはこの場では割愛させていただきます。また何かありましたら、担当の方にご意見をお寄せいただければと思います。

○議長

今から意見というよりは、これまでの意見がどう反映されたのかというところを知りたいということだと思うので、今すぐもし出なければ後日資料の送付でも結構なので、変更点について皆様にお知らせするのはいかがでしょうか。

○事務局

大きな変更は特にございませぬ。軽微なもので細かい文言のところを反映させていただいた部分と、そのまま案の通りにさせていただいた部分がありますので、そこを一つずつというの、かなりのボリュームになってしまうのですが、そのあたりを明確にさせていただいた方がよろしいでしょうか。いかがいたしましょうか。

○議長

前回の議論に入っていなかったのですが、前回委員からご指摘があつてそれによって直

したところがあったのかなかったのか、そこだと思うのですが。

○事務局

文言とか言い回しの修正なので、具体的にといいましたら和賀委員に直接お知らせするということでもよろしいでしょうか。それとも全体にお知らせした方がよろしいでしょうか。

○議長

もし紙で整理されるのであれば全員にお知らせいただきたいと思いますと思うのですが、事務局で直した軽微な間違いなどはいいと思うのですが、委員からのご指摘に対してどこを反映したのかというのがもしあるのであれば、それはお示ししたらいかがでしょうか。

○事務局

大きなところはありません。

○議長

前回皆様にいただいた意見の反映による修正はなかったということでもよろしいですか。

○事務局

はい。大きな修正はありません。

○議長

よろしいでしょうか。

○和賀委員

はい。

ありがとうございます。

○議長

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご質疑、ご意見がなければ、用意された議題は以上になります。事務局より、今後の予定等、連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○事務局

本協議会は年間3回の開催としております。

次回の開催は令和6年8月を予定しております。議題といたしましては、「令和5年度国民健康保険事業特別会計決算の概要について」などが想定されております。会議日程については8月6日（火）を提案いたします。詳細につきましては、後日、ご連絡いたします。

よろしく申し上げます。事務局からは以上です。

○議長

ただいま、事務局より第2回運営協議会の日程が示されました。次回の運営協議会の日程については、8月6日火曜日でいかがでしょうか。

－異議なし－

○議長

ご異議がないようですので、事務局での調整をお願いいたします。

委員の皆様からは、ほかに何かございませんか。

ほかになければ、これをもちまして、本日の運営協議会を終了させていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございました。